六の二　ルーティング伝送機能		
［略］		
	一般県間中継系ルータ交換伝送機能	第一種指定県間中継系ルータ設備等（関門系ルータ以外の一般第一種指定県間中継ルータ、一般第一種指定県間中継ルータと一般第一種指定県間中継ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備、一般第一種指定県間中継ルータ間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備及び関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ又は第一種指定県間中継ルータと関門系ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定のパケットについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）	第一種指定県間中継系ルータ設備等

（自己資本費用）

［略］

第十二条　［略］

［2　略］

3　第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

$$\text{期待自己資本利益率} = \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \left(\frac{\text{主要企業の平均自己資本利益率}}{\text{}} - \text{リスクの低い金融商品の平均金利} \right)$$

［4　略］

六の二　ルーティング伝送機能		
［同上］		
	一般県間中継系ルータ交換伝送機能	第一種指定県間中継系ルータ設備等（関門系ルータ以外の一般第一種指定県間中継ルータ、一般第一種指定県間中継ルータと一般第一種指定県間中継ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備、一般第一種指定県間中継ルータ間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備及び関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ又は第一種指定県間中継ルータと関門系ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定のパケットについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）	第一種指定県間中継系ルータ設備等
	特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定収容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）

（自己資本費用）

［同上］

第十二条　［同上］

［2　同上］

3　第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

$$\text{期待自己資本利益率} = \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \left(\frac{\text{他産業における主要企業の平均自己資本利益率}}{\text{}} - \text{リスクの低い金融商品の平均金利} \right)$$

［4　同上］